

## 先進医療特約の保障に関するご案内

(「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」・「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」等の先進医療からの削除（見込み）に関するお知らせ）

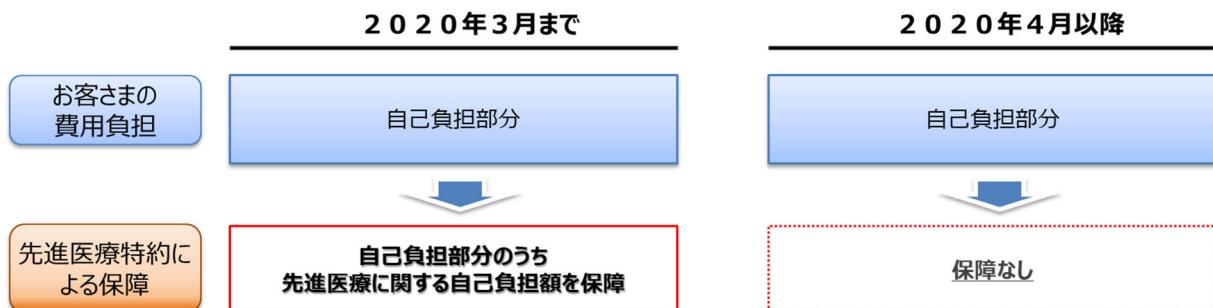
先進医療特約のお支払いの対象は、厚生労働大臣が定めた先進医療の対象となる療養であり、先進医療の内容の見直しに伴い、連動して対象範囲が変わるものであります。

2020年4月から、以下の技術等が、先進医療の対象外となる見込みです。

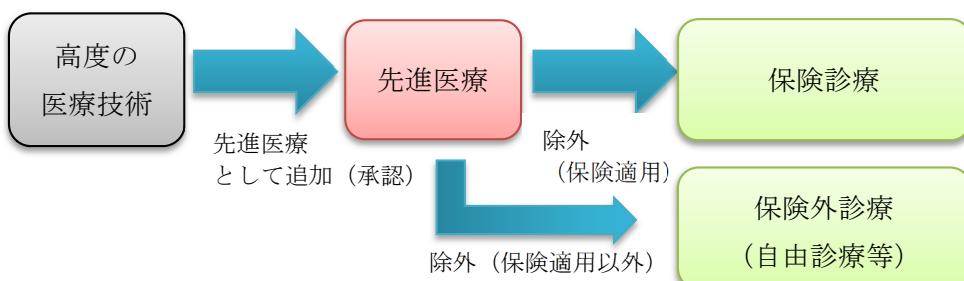
- ・多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（適応症：白内障）
  - ・歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法（適応症：歯周炎による重度垂直性骨欠損）
- ※他の先進医療技術についても削除される可能性があります。最終的な決定は2020年3月の厚生労働省告示をもってなされる見込みです。

このため、2020年4月以降に先進医療の対象とならない多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等をお受けになった場合は、ご契約日に関わらず、先進医療特約のお支払いの対象外となりますので、ご留意ください。

<多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術等を受けた際の先進医療特約の保障内容>



先進医療は保険適用できるかどうか評価段階の技術が対象であり、今後新たに追加・削除される可能性もあります。



先進医療の具体的な内容についての最新の情報は、厚生労働省のWebサイトまたはかんぽ生命Webサイト「かんぽ生命 先進医療百科 (<https://www.senshin.jp-life.japanpost.jp/>)」でご覧いただけます。